

CSRコミュニティ 入会のご案内

この度は一般社団法人CSRコミュニティへの入会お問い合わせを頂戴し誠にありがとうございます。当コミュニティの下記のご賛同頂けましたら、入会の手続きをよろしくお願い致します。なお、皆さまから頂いた会費は、以下の事業目的を实践するための活動資金とさせていただきます。

【事業目的】

当法人は、SR（地域における社会的責任活動）に取り組む中小企業のコミュニティ共同体を形成し、CSR（企業の社会的責任）を果たす中小企業の社会的信用を向上させることにより、共助の地域をつくることを目的とし、そのために次の事業を行います。

- ・CSR・SRに取り組む中小企業の情報発信、広告、PR事業
- ・次世代育成に関する教育事業
- ・CSR・SRに関する交流・研修事業
- ・CSR・SRに関する調査研究事業
- ・その他上記目的を達成するために必要な事業

【入会特典】

会員として入会していただきますと、以下の特典・メリットがあります。

1. 共助による地域づくり（地域貢献活動）を会員と共に実践することができます。
2. 新卒学生や社会人の共同採用事業に参加できます。
3. CSR実践企業との交流や勉強会を通してCSR導入のヒントが得られます。
4. 社団が主催する講座やイベントにご優待します。

一般社団法人CSRコミュニティ
代表理事 平沼辰雄
理事一同

「CSRコミュニティ」会員規約

第1条（目的）

当法人は、SR（地域における社会的責任活動）に取り組む中小企業のコミュニティ（共同体）を形成し、CSR（企業の社会的責任）を果たす中小企業の社会的信用を向上させることにより、共助の地域をつくることを目的とし、そのために次の事業を行う。

- （1）次世代育成に関する教育事業
- （2）CSR、SRに関する交流、研修事業
- （3）CSR、SRに関する調査研究事業
- （4）CSR、SRに取り組む中小企業の情報発信、広告、PR事業
- （5）その他上記目的を達するために必要な事業

第2条（入会）

当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

会員となるには当法人所定の様式による申し込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

但し、以下の場合には、入会申し込みを承認しないことがある。

- ・入会申し込み事項に、虚偽の記載があったとき。
- ・入会申し込み後、6か月間に会費の支払が無い場合。
- ・その他、本法人が不適と判断した場合。

第3条（退会）

会員は、退会届を代表理事に提出し、理由の如何を問わず任意に退会することができる。

第4条（権利）

・正会員とは、当法人の目的に賛同した個人および法人をいい、本法人の行う事業活動に参加できる。

・賛助会員とは、当法人の目的に賛同し、支援するために入会した個人および法人をいう。外部から資金で支える会員であり、事業への参加は原則ないものとする。

第5条（会費、期間）

・会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。但し、負担割合については別途定める。

・会員は、別に定める入会金及び会費を納入せねばならない。

・年会費を納入してから1年間を会員の期間とし、1年ごとの更新とする。

また、退会の申し出がない限り自動更新とする。

第6条（支払方法）

会費は年会費制とし、原則として、本法人発行の請求書による前納一括払いとする。

- | | | |
|-----------|---------|-----------|
| ・正会員（個人） | 入会金 3万円 | 年会費 1.5万円 |
| ・正会員（法人） | 入会金 3万円 | 年会費 3万円 |
| ・賛助会員（個人） | 1口以上／年 | （1口は1万円） |
| ・賛助会員（法人） | 10口以上／年 | （1口は1万円） |

当法人が行う事業において特別の費用が発生する場合には、別途定める。また、途中入会の場合の年会費は参加する月数での月割りとする（月額、個人正会員1500円、法人正会員3千円）

会員が納入した会費等については、その理由の如何を問わず返却しない。

第7条（会員の資格喪失）

会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ・退会したとき。
- ・会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。
- ・成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- ・死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- ・1年以上会費を滞納したとき。
- ・除名されたとき。
- ・総社員の同意があったとき。

第8条（不履行解除）

当法人の会員が、定款その他の規則に違反し、又は当法人の名誉を毀損し、もしくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

第9条（個人情報保護）

当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

但し、個人情報法に則り、その扱いに適正な取り扱いを図る。

第10条（規約の変更）

規約の制定、変更及び廃止に関する事項は、すべての理事をもって構成する理事会が行う。

CSRコミュニティ 理事設立時社員兼理事一覧

氏名	所属	役職
平沼辰雄	株式会社リバイブ	代表取締役
伊勢戸由紀	株式会社にんじん	代表取締役
岩村龍一	株式会社コミュニティタクシー	代表取締役
笠原尚志	株式会社中西	代表取締役
鶴田清	株式会社鶴田商会	代表取締役
菱川学	株式会社新和建设	執行役員
松澤考宏	株式会社マツザワ瓦店	代表取締役
村田元夫	株式会社ピー・エス・サポート	代表取締役
山田厚志	株式会社山田組	代表取締役
由利信太郎	株式会社スプリング	代表取締役
平野良子	R'sプロジェクト	代表

一般社団法人 CSRコミュニティ 入会申込書

記入日(申し込み日) 平成 年 月 日

所属・役職			
氏名 (ふりがながな)	印		
ご住所	〒		
電話番号		FAX 番号	
ホームページURL			
メールアドレス			
ご入会の動機			
CSR もしくは SR の 取り組み状況(現状)			
CSR もしくは SR に対 する意志(ビジョン)			
ご希望の会員種別 (該当欄に☑を入れる)	<input type="checkbox"/> 正会員 (個人) <input type="checkbox"/> 正会員 (法人) <input type="checkbox"/> 賛助会員 (個人) _____ 口数 <input type="checkbox"/> 賛助会員 (法人) _____ 口数		
ご入金方法 (該当欄に☑を入れる)	<input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> 現金 (入金予定日 _____ 年 月 日頃)		
請求書・領収書の発行 (該当欄に☑を入れる)	<input type="checkbox"/> 請求書の発行を依頼します <input type="checkbox"/> 領収書の発行を依頼します		

○お申し込み先

FAXの場合 : **0 5 2 - 4 6 2 - 1 1 6 8**

郵送の場合 : 〒451-0044 名古屋市西区菊井1丁目26-13

株式会社桜家名古屋 内 一般社団法人CSRコミュニティ

メールの場合 : WEB ページ「CSR コミュニティ」のお問い合わせ欄をご使用ください。
(上記申込み内容を「ご意見等」欄に記載してください)

URL: <http://www.csr-com.jp/> e-mail : info@csr-com.jp

○会費・入会金の振込先

三菱東京UFJ銀行 高畑支店

普通預金 0 1 3 9 2 1 3

一般社団法人CSRコミュニティ代表理事 平沼辰雄

※申し込みいただいてから、1週間以内をめぐにお振り込みをお願いいたします。